

令和6年12月2日から

マイナ保険証を お持ちの方には資格情報のお知らせを、 お持ちでない方には資格確認書を 交付します

- ※ 新たに建設連合国保の資格を取得した方や、既に建設連合国保の保険証(藤色)をお持ちの方で保険証の記載内容が変わった場合や紛失した場合に、上記のうちいずれかを交付します(保険証の新規発行は終了しました)。
- ※ マイナ保険証とは…マイナンバーカードに保険証の利用登録をしたものです。

令和6年12月2日以降の受診方法

マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証を 提示してください

※「資格情報のお知らせ」は建設連合国保の資格情報をご自身が確認するものです。「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。(マイナ保険証に対応していない医療機関等においては、マイナ保険証と一緒に提示することで受診できます)

マイナ保険証をお持ちでない方

当国保組合から 交付された 「資格確認書」を 提示してください

- ※「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」のいずれも「記号番号」が記載されています。建設連合国保への問い合わせや届出や申請等をする場合に、「記号番号」が必要になりますので大切に保管してください。

マイナ保険証を利用することのメリット

医療機関等に設置されているカードリーダーに読み取ることにより…

- 過去に処方されたお薬や特定健診の情報を医療機関・薬局が確認できるため、より良い医療が受けられます。
- 70歳以上の方の負担割合が分かりますので、別途高齢受給者証を提示することなく受診できます。
- 医療費が高額になった場合に、手続きしないで医療機関等の窓口で限度額を超える支払いが免除されます。詳しくは裏面をご覧ください。

詳しくは
こちら

